

2023年度 環境経営レポート



本社西側より伊那山地・南アルプスを望む

2024年5月31日 発行
集計期間：2023年4月～2024年3月



環境省
エコアクション21
認証番号 0003366

目次

環境経営方針	3
1. 組織の概要	4
2. 対象範囲	4
3. 環境経営目標	5
4. 環境経営計画	6
5. 実績・取組結果および評価	8
① 二酸化炭素排出量の削減.....	8
② 廃棄物排出量の削減	9
③ 水使用量の削減.....	9
④ 水質汚濁防止法の遵守	10
⑤ 化学物質使用量の維持管理.....	11
⑥ 環境配慮型製品の拡大と情報提供	11
環境経営計画外の環境に関わる活動.....	12
次年度の取組内容	13
6. 環境関連法規制等の遵守状況の確認および評価	14
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織整備法）	14
水質汚濁防止法	14
毒物及び劇物取締法	15
消防法	16
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	16
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	17
土壤汚染対策法	18
7. 代表者による全体の評価と見直し・指示	19
環境経営方針	19
環境経営目標および環境経営計画	19
実施体制・その他	19
総括	19

環境経営方針

基本理念

「私たちは豊かな自然環境の保全に努め、自然と共存する」

方針

当社の基本理念に基づき地球環境との共生を図るべく、表面処理加工を主とする事業活動を通じて環境活動に取り組むことにより、環境調和型企業を目指します。

1. 事業活動を通じて環境に与えている影響を捉え、技術的、経済的に可能な範囲で環境経営目標を定め、全社員が参加して、環境経営の継続的改善に努めます。
2. 環境関連法規を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
3. 具体的取り組み内容
 - ① 二酸化炭素排出量の削減（重油、灯油、電力使用量の削減）
 - ② 廃棄物の削減
 - ③ 水使用量の削減
 - ④ 水質汚濁防止法の遵守（法規制値内の維持）
 - ⑤ 化学物質使用量の維持管理
 - ⑥ 環境配慮型製品の拡大と情報提供
4. 全社員に環境経営方針の理解と意識の向上を図り、達成を目指します。環境経営方針は、顧客、供給者および社外へ必要に応じて公開します。



2024年4月1日

伊那金属工業株式会社
代表取締役社長 橋場 浩之

1. 組織の概要

- (1) 事業者名 伊那金属工業株式会社
創立 1965 年（昭和 40 年）
- (2) 代表者 代表取締役 橋場 浩之
（～2024 年 3 月：平澤 泰斗）
- (3) 所在地 〒399-4431 長野県伊那市西春近 5212
- (4) 事業内容 自動車部品、装置部品等への硬質・機能性アルマイト処理
- (5) 事業規模（2024 年 4 月 1 日現在）
従業員数 11 名
延べ床面積 2000 m²
- (6) 環境管理責任者及び担当者
環境管理責任者 取締役工場長 平澤 泰忠（担当兼務）
- (7) 連絡先 TEL : 0265-72-4107
FAX : 0265-72-4108
E-mail : info@inakinzoku.co.jp

2. 対象範囲

本社工場

- ・ 製造部門（アルマイトライン）
- ・ 検査部門（検査室）
- ・ 総務部門（事務所・会議室）



本社・工場外観

3. 環境経営目標

目標項目 (売上高：請求書ベース)	2022年度 基準値	2023年度 目標	2025年度 中期目標
① 二酸化炭素排出量の削減 ※1 (kg-CO ₂ /売上高1万円)	34.2 [電力由来] 17.2 [燃料由来] 17.0	34.0 (-0.5%)	33.6 (-1.5%)
② 廃棄物排出量の削減 ※2 (kg/売上高1万円)	1.32	1.31 (-0.5%)	1.30 (-1.5%)
③ 水使用量の削減 ※3 (m ³ /売上高1万円)	2.32	2.31 (-0.5%)	2.28 (-1.5%)
④ 水質汚濁防止法の遵守 ※4			
1) 排水のpH	5.9 ~ 7.8	6.0 ~ 8.4	6.0 ~ 8.4
2) 排水中のフッ素濃度 (mg/L)	0.2 以下	2 以下	2 以下
⑤ 化学物質使用量の維持管理 (g/売上高1万円)	83.3	定期的な確認	定期的な確認
⑥ 環境配慮型製品の拡大と 情報提供	アルマイト処理品 受注拡大 アルマイトライン 制御システムの入替	アルマイト処理品 対応施設の整備	アルマイト処理 既存分野以外への 進出検討

※1 購入電力の二酸化炭素調整後排出係数：0.433 kg-CO₂/kWh (中部電力パワーグリッド 2020年度)

※2 産業廃棄物のみ、突発的な排出は含まない

※3 工業用水のみ

※4 適用される法規制値：pH=5.8~8.6 / フッ素：8 mg/L 以下

二酸化炭素排出量、廃棄物排出量および水使用量について、前年度（2022年度）の売上高1万円あたりを原単位とする実績を基準値とした上で、中期目標と今年度の目標を策定しました。

また水質汚濁防止法の遵守については、亜鉛めっきラインの廃止に伴い六価クロムおよび亜鉛の排出がなくなりました。このため、今年度よりこれらの項目を削除した上で「排水中のフッ素濃度」の項目を追加し、排水のpHと合わせて法規制値を維持することとし、これより厳しい目標値を設定しました。

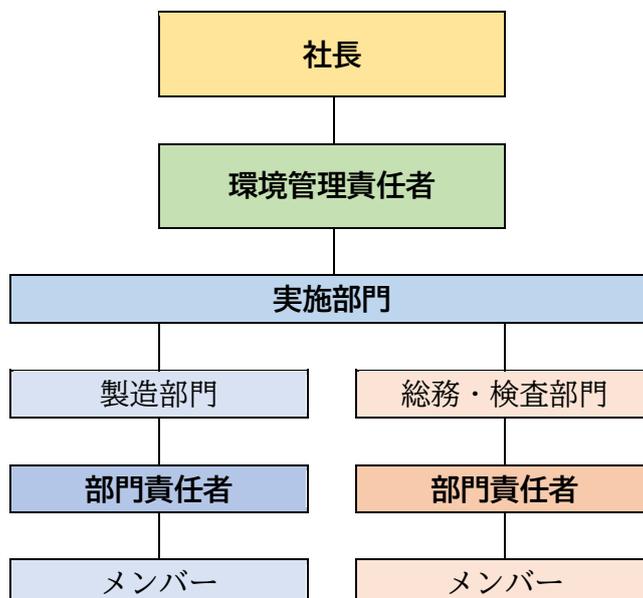
さらに環境配慮型製品の拡大と情報提供について、本年度は「アルマイト処理品対応施設の整備」を目標として掲げました。

なお、エコアクション21（2017年版）では化学物質使用量の削減が求められていますが、当社においては製品の仕様により削減が困難であるため、維持管理を目標としています。

4. 環境経営計画

目標項目	取組内容	担当	期間
① 二酸化炭素 排出量の削減	1) チラーの効率的運用	製造	通年
	2) 不要時の消灯および適切な冷暖房の励行	全社	通年
	3) ボイラーの効率的運用および蒸気配管の点検・補修	製造	通年
② 廃棄物排出量の 削減	1) 廃棄物の分別徹底	全社	通年
	2) スラッジの含水率低減	製造	通年
③ 水使用量の削減	1) 未使用水洗槽のバルブ閉	製造	通年
④ 水質汚濁防止法の 遵守	1) 排水処理各工程におけるpHの適切な管理	製造	通年
	2) フッ素排水の監視	製造	通年
⑤ 化学物質使用量の 維持管理	1) P R T R制度対象物質使用量の集計	総務	通年
	2) 使用化学物質（薬品）の確認	総務	9月・3月
⑥ 環境配慮型製品の 拡大と情報提供	1) アルマイト対応施設の整備	総務	通年
	2) 公式ウェブサイトの更新	総務	6月

環境活動の実施にあたって、2023年度は製造および総務・検査の2部門とした体制とし、それぞれの業務内容に応じた取組を担当しています。



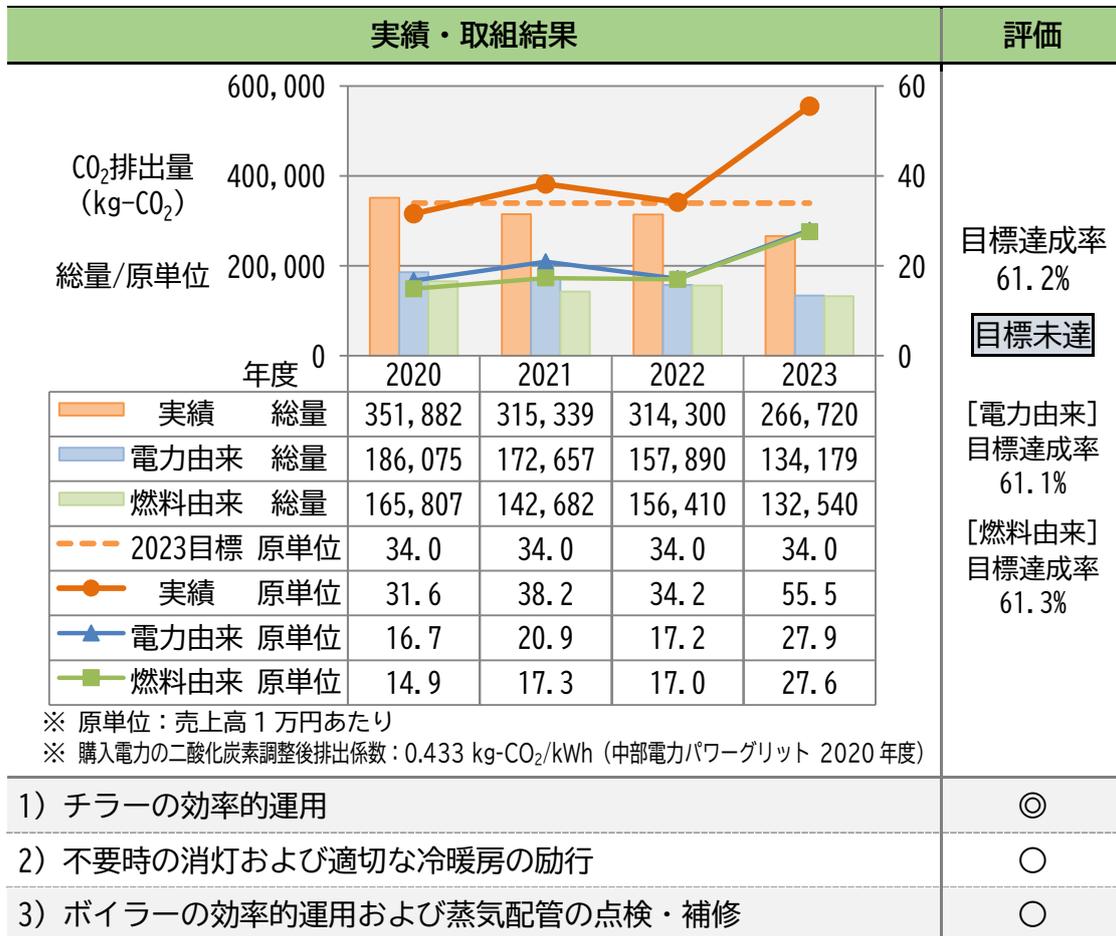
また、環境経営システムに関する各自の役割、責任および権限については、次の通りです。

社長 (統括責任者)	① 環境管理責任者の任命。 ② 環境管理責任者への環境活動に関する権限の委譲。 ③ 環境管理活動の最終的責任を負う。
環境管理 責任者	① EMS の確立および実施、維持、社長へ実施の報告。 ② 環境マニュアルの作成、管理。 ③ 環境経営方針の従業員への徹底、環境経営目標の設定または確認。 ④ 「環境経営目標および環境経営計画書 / 実績報告書」の実施状況の確認。 ⑤ 環境に関する社内外の意見、および外部からの苦情があった場合の検討。 ⑥ 是正、予防処置（苦情含む）の社長への報告。 ⑦ 「環境関連法規一覧」の作成、または確認、見直し管理。 ⑧ 「教育訓練計画 / 実施記録」の作成。 ⑨ EMS に関して外部（審査機関含む）との調整。
実施部門	① 環境経営方針を十分に理解した上での環境活動の実施。 ② 環境経営計画の実施。

5. 実績・取組結果および評価

【取組への評価】 良くできた：◎ / できた：○ / さらに取り組みが必要：△

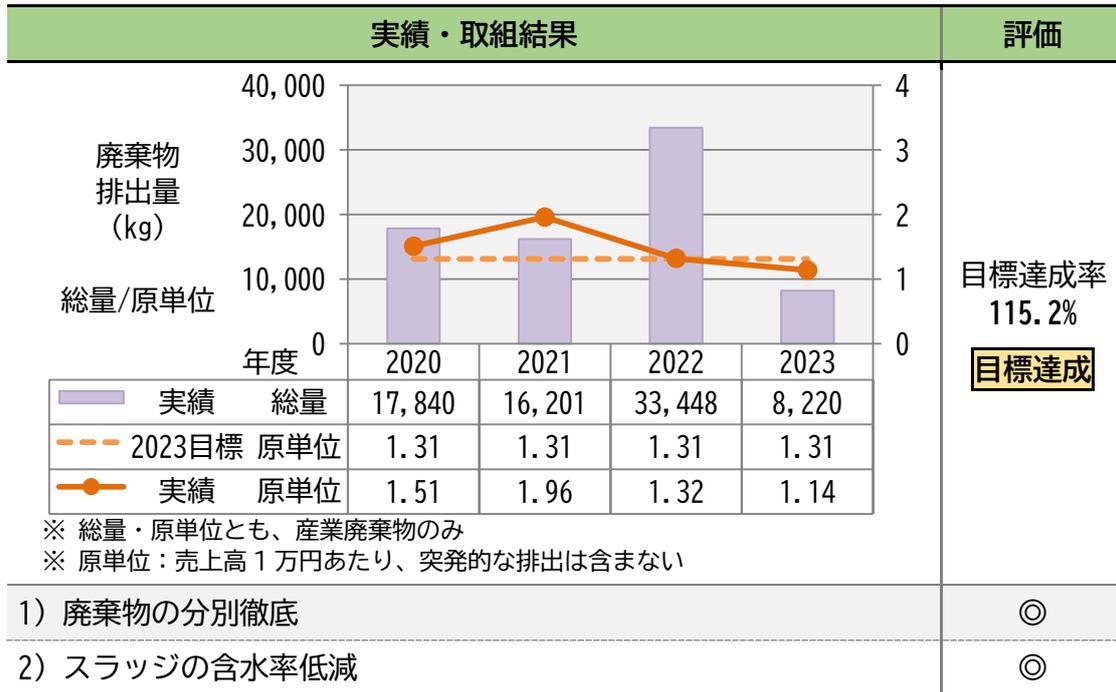
① 二酸化炭素排出量の削減



二酸化炭素排出量について、総量は前年度より減少しました。しかし、原単位については亜鉛めっきライン廃止に伴って売上高が減少した影響で増加する結果となり、これを基準とする目標値は達成することができませんでした。

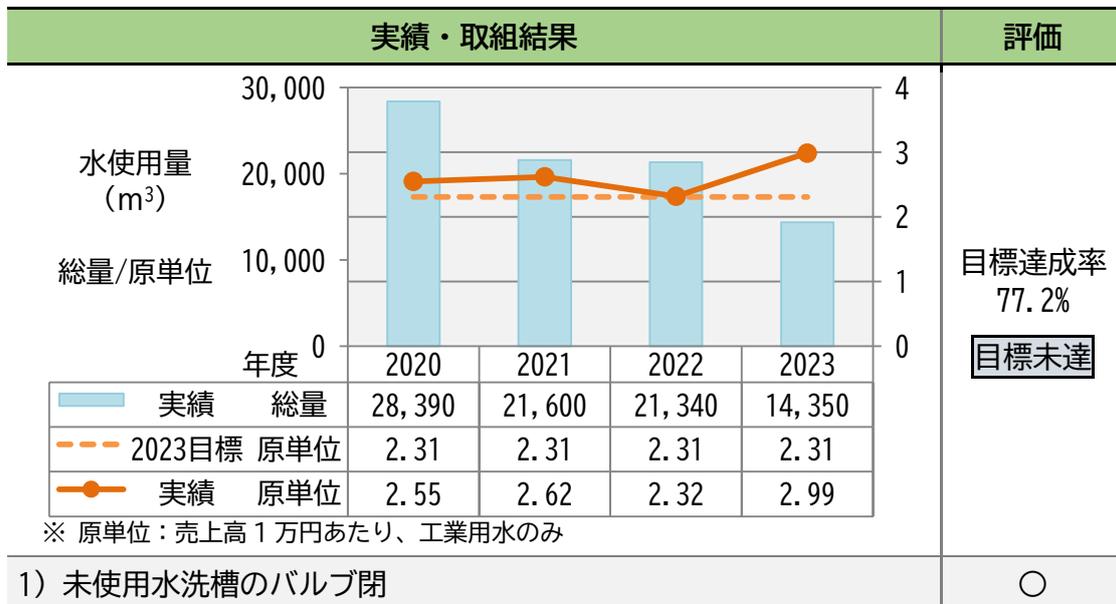
環境活動計画の活動内容に従って取組を実施しましたが、冷暖房の抑制については感染症予防の観点から換気を実施する必要があり、評価としては低くなりました。またボイラーの効率的運用については、少量多品種・短納期製品の割合が増加した影響で生産効率の低下、特に高温を必要とする処理について待機時間が増大し、冬期の排出量増加要因のひとつになっています。

② 廃棄物排出量の削減



積極的な取組に加え、垂鉛めっきラインが廃止されたことで排水処理施設からの汚泥の排出が大幅に減少し、目標を達成することができました。

③ 水使用量の削減



総量は減少したものの、少量多品種・短納期製品による生産効率の低下に加え、品質向上対策により水洗槽の更新頻度が上がった影響もあり、目標を達成することができませんでした。

④ 水質汚濁防止法の遵守

実績・取組結果		評価			
排水のpH		最大値 7.0 最小値 6.1 目標達成			
	年度	2020	2021	2022	2023
 法規制 上限値	8.6	8.6	8.6	8.6
	- - - 2023目標 上限値	8.4	8.4	8.4	8.4
	- - - 2023目標 下限値	6.0	6.0	6.0	6.0
 法規制 下限値	5.8	5.8	5.8	5.8
	●●● 実績 最大値	7.8	8.5	7.8	7.0
▲▲▲ 実績 最小値	6.5	6.4	5.9	6.1	
排水中の六価クロム濃度 (mg/L)		最大値 0.50 mg/L 目標達成			
	年度	2020	2021	2022	2023
 法規制値	8.0	8.0	8.0	8.0
	- - - 2023目標	2.00	2.00	2.00	2.00
●●● 実績 最大値	0.10	0.10	0.20	0.50	
1) 排水処理各工程におけるpHの適切な管理		◎			
2) フッ素排水の監視		◎			

pHについては、4月に目標下限値に近い実測値だったものの、以降は安定して目標値内で推移しています。

今年度より追加した亜鉛濃度については、前年度以前より増加傾向にあるものの目標値内に抑えることができました。

⑤ 化学物質使用量の維持管理

実績・取組結果		評価														
<p>化学物質 使用量</p> <p>総量 (kg)/ 原単位 (g)</p> <p>年度</p> <table border="1"> <tr> <td>2020</td> <td>2021</td> <td>2022</td> <td>2023</td> </tr> <tr> <td>実績 総量</td> <td>854</td> <td>722</td> <td>767</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td>実績 原単位</td> <td>77</td> <td>88</td> <td>83</td> <td>124</td> </tr> </table> <p>※ 原単位：売上高1万円あたり</p>		2020	2021	2022	2023	実績 総量	854	722	767	597	実績 原単位	77	88	83	124	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標達成</div>
2020	2021	2022	2023													
実績 総量	854	722	767	597												
実績 原単位	77	88	83	124												
1) P R T R制度対象物質使用量の集計		◎														
2) 使用化学物質（薬品）の確認		◎														

化学物質使用量について、A重油使用量が減少したことで総量も前年度より減少しましたが、原単位においては売上高の減少の影響により増加となりました。

⑥ 環境配慮型製品の拡大と情報提供

実績・取組結果	評価
アルマイト作業室竣工・使用開始 シュウ酸アルマイト大物処理実施 アルマイト作業室エアブロー設備設置	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標達成</div>
1) アルマイト処理品の受注拡大	◎
2) 公式ウェブサイトの更新	○

亜鉛めっきライン跡にアルマイト処理前後用の作業室が竣工し、既存の作業室と合わせ、用途別使用を開始しました。これにより、大物製品の取り扱いを実施することが可能になりました。また、エアブロー設備の設置に伴い、スプレー缶（エアダスター）の使用を大幅に削減できました。

環境経営計画外の環境に関わる活動

緊急時対応訓練

薬品運搬中に漏洩が発生した場合を想定した訓練を行いました。

環境配慮型製品の生産

硬質アルマイト処理品

2008年より、従来の鉄製品より軽い自動車ブレーキ向けアルミニウム製ピストンへの硬質アルマイト処理品を積極的に生産しています。自動車の重量減に貢献しており、二酸化炭素排出量の削減につながっています。

処理工程内でのシアン・六価クロム・有機溶剤不使用

当社の処理工程においては、シアン含有液、六価クロム含有液および有機溶剤は使用しておりません。

工場構内の環境整備

当社の工場付近は湧水が豊富であり、構内には水路が通過しています。随時構内の緑化と、余剰となった工業用水（湧水）を生かした水場の整備に取り組んでいます。



次年度の取組内容

目標項目	取組内容	担当	期間
① 二酸化炭素 排出量の削減	1) チラーの効率的運用	製造	通年
	2) 不要時の消灯および適切な冷暖房の励行	全社	通年
	3) ボイラーの効率的運用および蒸気配管の点検・補修	製造	通年
② 廃棄物排出量の 削減	1) 廃棄物の分別徹底	全社	通年
	2) スラッジの含水率低減	製造	通年
③ 水使用量の削減	1) 未使用水洗槽のバルブ閉	製造	通年
④ 水質汚濁防止法の 遵守	1) 排水処理各工程におけるpHの適切な管理	製造	通年
	2) フッ素排水の監視	製造	通年
⑤ 化学物質使用量の 維持管理	1) P R T R制度対象物質使用量の集計	総務	通年
	2) 使用化学物質（薬品）の確認	総務	9月・3月
⑥ 環境配慮型製品の 拡大と情報提供	1) アルマイト処理品の受注拡大	製造	通年
	2) 公式ウェブサイトの更新	総務	5月

本年度に引き続き、チラーおよびボイラーについて効率的な運用、さらに不要時の消灯と適切な冷暖房を励行することで、二酸化炭素排出量の削減に取り組めます。

また廃棄物については、分別の徹底と減量化、さらに廃水処理設備から排出されるスラッジの含水率低減に引き続き取り組み、環境負荷の低減に努めます。

水質汚濁法の遵守については、排水処理各工程における pH の適切な管理とともに、本年度から実施したフッ素排水の監視に引き続き取り組みます。

さらに、少量多品種・大物対応の施設が整備されたことから、環境配慮型製品としてのアルマイト処理品の受注拡大を図ります。

6. 環境関連法規制等の遵守状況の確認および評価

当社の企業活動に伴い遵守すべき環境関連法規制およびその遵守状況は、以下の一覧の通りです。

なお、当社では化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）の対象化学物質を取り扱っていますが、常時使用する従業員数が20人以下のため、対象事業者には該当しません。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織整備法）

第二条 第二号該当（汚水等排出施設）

対象施設：アルマイトライン、排水処理施設

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第四条 （公害防止管理者の選任）	有資格者からの公害防止管理者の選任	問題なし
	公害防止管理者の届け出（県知事）	問題なし
第六条 （代理者の選任）	有資格者からの公害防止管理代理者の選任	問題なし
	公害防止管理代理者の届け出（県知事）	問題なし

※ 第三条に定めのある公害防止統括者については、

当社は常時使用する従業員数が20人以下のため、選任は不要です。

水質汚濁防止法

第二条 第二項 第二号該当（特定工場：電気めっき施設）

対象施設：アルマイトライン、排水処理施設

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第五条 （特定施設等の設置の届出）	特定施設の構造等の届け出（県知事）	問題なし
第七条 （特定施設等の構造等の変更の届出）	構造等の変更事項の届け出（県知事）	問題なし
第九条 （実施の制限）	設置又は構造等の変更の届け出後、 60日以内の設置又は変更の禁止 （ただし、県知事の認定による期間短縮措置あり）	問題なし
第十条 （氏名の変更等の届出）	名称等の変更事項の届け出（県知事）	問題なし

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十二条 (排水水の排出の制限)	排水基準に適合しない排水の 排出禁止	問題なし
第十二条の三 (特定地下浸透水の浸透の制限)	特定地下浸透水の浸透禁止	問題なし
第十二条の四 (有害物質使用特定施設に係る 構造基準等の遵守義務)	有害物質使用特定施設の構造、設備 及び使用の方法に関する基準の遵守	問題なし
第十四条 (排水水の汚染状態の測定等)	排水水の汚染状態の測定、 結果の記録、保存	問題なし
	適切な排水口の位置及び排出方法の実施	問題なし
	有害物質使用特定施設の定期点検、 結果の記録、保存	問題なし
第十四条の四 (事業者の責務)	汚水又は廃液の公共用水域への排出 又は地下への浸透の状況の把握	問題なし
	汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の 水質の汚濁の防止のため必要な措置の実施	問題なし

毒物及び劇物取締法

第二十二條 第一項該当（業務上取扱者）

対象施設：毒物劇物貯蔵倉庫

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第二十二條 (業務上取扱者の届出等)	使用する毒物劇物等の届け出（県知事）	問題なし
	変更事項の届け出（県知事）	問題なし
第二十二條第四項 (毒物劇物取扱責任者)	毒物劇物取扱責任者の配置	問題なし
	毒物劇物取扱責任者の届け出（県知事）	問題なし
(毒物又は劇物の取扱)	毒物劇物の盗難及び紛失の防止	問題なし
	毒物劇物の漏えい及び地下浸透の防止	問題なし
	毒物劇物への飲料用容器の使用禁止	問題なし
(毒物又は劇物の表示)	容器への毒物劇物の表示	問題なし
	貯蔵場所への毒物劇物の表示	問題なし

消防法

第三章 危険物 該当（地下タンク貯蔵所）

対象施設：地下タンク（A重油）

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十条	指定数量以上の危険物の貯蔵所以外での貯蔵又は貯蔵所及び取扱所以外での取扱禁止	問題なし
	危険物の貯蔵又は取扱における技術基準への準拠	問題なし
第十一条	貯蔵所及び取扱所設置（変更）許可の申請（消防組合長）	問題なし
	貯蔵所及び取扱所の設置（変更）完了時の完成検査の申請及び技術基準への適合認定	問題なし
第十一条の二	貯蔵タンクの完成検査前検査の受審及び技術基準への適合認定	問題なし
第十二条	貯蔵所及び取扱所の技術基準への適合維持	問題なし
第十三条	危険物取扱者以外の者だけの危険物取扱禁止	問題なし
第十三条の二十三	危険物取扱者の保安講習受講	問題なし
第十四条の三の二	貯蔵所の定期点検及び結果の記録、保存	問題なし
危険物規制令第十三条	地下タンク貯蔵所の標識及び掲示板の設置	問題なし
危険物規制令第二十条	消火設備の設置（小型消火器2個以上）	問題なし

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

対象施設：廃棄物置場

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十二条 （事業者の処理）	産業廃棄物保管基準の遵守	問題なし
	登録された産業廃棄物運搬業者及び処分業者への委託の遵守	問題なし
	産業廃棄物の運搬又は処分の委託基準（許可内容、許可期限含む）の確認	問題なし
	産業廃棄物の運搬又は処分委託時の処理状況の確認	問題なし

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十二条の二 (事業者の 特別管理産業廃棄物に係る処理)	特別管理産業廃棄物保管基準の遵守	問題なし
	登録された特別産業廃棄物運搬業者 及び処分業者への委託の遵守	問題なし
	特別産業廃棄物の運搬又は処分の委託 基準（許可内容、許可期限含む）の確認	問題なし
	特別産業廃棄物の運搬 又は処分委託時の処理状況の確認	問題なし
	有資格者からの特別管理産業廃棄物管理責任者の配置	問題なし
第十二条の三 (産業廃棄物管理票)	産業廃棄物管理票の交付	問題なし
	産業廃棄物管理票の保存	問題なし
	産業廃棄物管理票の写しの確認および保存	問題なし
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の 作成および提出（県知事）	問題なし
	産業廃棄物管理票の写しの 未到着時等の適切な対応	問題なし
施行規則第八条 (産業廃棄物保管基準)	周囲への囲い及び掲示板が設置された 場所への保管	問題なし

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

第一種特定製品（冷凍機器）設置

対象施設：アルマイトライン

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第十六条 (管理者判断基準の遵守)	適切な場所への設置・ 設置する環境の維持保全の実施	問題なし
	日常の簡易点検および専門知識を 有する者による定期点検の実施	問題なし
	日常の簡易点検および専門知識を 有する者による定期点検の実施	問題なし
	点検・修理、冷媒の充填・回収等の 履歴の記録および保存	問題なし
	整備業者等の求めによる記録の開示	問題なし
第八十六条	冷媒フロン類のみだり放出禁止	問題なし

土壌汚染対策法

第三条 第一項該当（使用が廃止された有害物質使用特定施設）

対象施設：旧めっきライン跡地（作業室等に転用）

管理部門：総務

該当する条項	対応事項	遵守状況
第三条 (使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場 又は事業場の敷地であった土地の調査)	土壌汚染対策法第3条第1項 ただし書の確認の申請	問題なし
第三条第五項	土地利用方法変更時の届け出	問題なし
第三条第七項	一定規模以上の土地の形質変更時の届け出	問題なし
施行規則第十六条第五項	土地の所有者等の地位承継時の届け出	問題なし

いずれの法規についても、遵守状況に問題ありません。また関係当局からの違反の指摘や、利害関係者からの訴訟などありませんでした。

7. 代表者による全体の評価と見直し・指示

年1回、代表者による環境活動の実施状況の確認と見直しを行っています。今年度の評価および見直し・指示内容は、以下の通りです。

環境経営方針

環境経営方針に従い、具体的取り組み内容が継続的に推進されている。代表者が交代したが、当面は同一の方針を継続する。次年度も引き続き積極的に取り組むを行っていくこと。

環境経営目標および環境経営計画

取り扱う製品の変化に伴い、目標の設定と達成が容易ではない状況ではあるが、まずは改めて現状を把握し、無理のない目標と計画を設定していくこと。

アルマイト专业化に伴うエコアクション21要求事項の「製品の環境性能の向上及びサービスの改善」への対応については、当面は現行の目標項目を維持するが、現状に適した内容が反映できるよう、今後の検討課題とすること。

実施体制・その他

今後の品質管理体制の強化に合わせ、社内組織を変更していく方向ではあるが、当面は現行の実施体制を継続すること。

最新の情報を注視し、環境関連法規を遵守した上で、外部コミュニケーションについてもこれまで以上に取り組んでしていくこと。

総括

代表者が交代し、これまでなかった施策も実施されることとなるが、環境活動については引き続き積極的に取り組んでいくこと。